

琉球大学医学部規程

（趣旨）
第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学組織規則第27条第2項の規定に基づき、琉球大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、琉球大学医学部（以下「医学部」という。）の授業科目、単位、授業時間、履修方法その他必要な事項を定める。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）
第1条の2 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（学科及び講座）
第2条 本学部に、次の学科及び講座を置く。

医学科

保健学科 基礎看護学、成人老年看護学、母子看護学、地域看護学、生体検査学、病態検査学

（教育研究上の目的）
第2条の2 医学部の教育研究上の目的及び医学科、保健学科の人材の育成に関する目的は、次のとおりとする。

医学部

- (1)島嶼環境にある沖縄県のおかれた自然的・地理的条件並びに歴史的背景をふまえ、地域医療を充実させる。
- (2)国民の医療、福祉、保健の向上に貢献するとともに、南に開かれた国際性豊かな医学部として発展させ、東南アジアを中心とする諸外国との学術交流及び保健・医療協力を寄与する。

医学科

医学に関する専門の学術を修得し、医の倫理を身につけ、医学の進歩に柔軟に対応しうる医師、研究者を育成する。

保健学科

保健学に関する専門の学術を修得し、生命を尊重する思いやりを持った、地域社会並びに国際社会に貢献する保健医療専門識者を育成する。

（共通教育等の授業科目の種類等）
第3条 共通教育及び専門基礎教育（以下「共通教育等」という。）の授業科目の種類、単位数及びその履修方法は、琉球大学共通教育等履修規程の定めるところによる。

- 2 医学科の第2年次特別編入学者にあっては、前項に定める単位の修得を要さない。ただし、「動物実験の基礎」及び「倫理総合討論」にあっては、履修するものとする。

（専門教育の授業科目等）
第4条 各学科の専門科目の種類、単位数、授業時間数及び履修方法については、別表1及び別表2のとおりとする。

（単位の計算方法）
第5条 専門教育の授業科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育上必要と認められる場合には、30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育上必要と認められる場合には、30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一つの授業科目について、講義、演習、実験又は、実習のうち二以上の方の併用により行う場合において、講義及び演習については係数3（ただし、演習については、教育上必要と認める場合には係数1.5）、実験及び実習については係数1（ただし、演習については、教育上必要と認める場合には係数1.5）に対し、それぞれの授業時間を乗じて得た数値の和が45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適當と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。

（授業科目の公示）

第6条 各学科の各学期に開設する授業科目、単位数、授業時間数及び担当教員は、各学期の始めに公示する。ただし、臨時に開講する授業科目については、開講1週間前までに公示する。

（登録・試験及び成績評価）

第7条 医学科及び保健学科の共通教育等の科目並びに保健学科専門科目の登録、試験及び成績評価については、琉球大学各学部共通細則の定めるところによる。

- 2 医学科専門科目の試験、履修及び進級等については、別に定める。

（臨床実習履修条件）

第8条 医学科の臨床実習を開始できる者は、共公益社団法人 医療系大学間共用試験実施評価機構が行う共用試験（OSCE：Objective Structured Clinical Examination, CBT：Computer Based Testing）に合格した者でなければならない。

（関連教育病院）

第9条 医学科は、関連教育病院において学生の臨床実習の一部を行なわせるものとする。
2 前項の臨床実習に関する必要な事項は、別に定める。

（卒業の要件）

第10条 卒業するには、医学科にあっては本学に6年以上（学則第33条第2項の規定に基づく医学科の第2年次特別編入学者の卒業要件は5年以上）在学し、別表3に定める単位の修得並びに専門科目を履修し、かつ、総合試験及び臨床実習後 OSCE（Post-CC OSCE）に合格しなければならない。
2 保健学科にあっては本学に4年以上在学し、別表4に定める単位の修得並びに専門科目を履修しなければならない。

（卒業の判定）

第11条 卒業の判定は、教授会が行う。

（各種免許）

第12条 保健学科の学生で、各種の免許状を取得しようとする者は、当該免許にかかる所要の単位を修得しなければならない。

（指導教員）

第13条 学生の勉学その他の相談に応じるため、各学科の年次ごとに指導教員を置く。

附 則（昭和 57 年 4 月 19 日）

この規程は、昭和 57 年 4 月 19 日から施行し、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 58 年 4 月 11 日）

この規程は、昭和 58 年 4 月 11 日から施行し、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 59 年 4 月 26 日）

この規程は、昭和 59 年 4 月 26 日から施行し、改正後の琉球大学医学部規程の規定は、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 60 年 4 月 24 日）

この規程は、昭和 60 年 4 月 24 日から施行し、改正後の琉球大学医学部規程の規定は、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 年 6 月 8 日）

この規程は、平成 2 年 6 月 8 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 22 日）

1 この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 4 条、第 5 条及び第 10 条の規定は、平成 6 年度の入学者から適用する。

3 前項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、改正後の第 5 条の規定を平成 6 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）に適用する。

4 前 2 項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、在学者に改正後の第 4 条及び第 5 条の規定に基づき平成 6 年度以降の入学者のために開設される授業科目を履修させる。

この場合において、当該授業科目の履修を改正前の規定に基づく授業科目の履修とみなし、単位を与える。

附 則（平成 7 年 6 月 28 日）

この規程は、平成 7 年 6 月 28 日から施行する。

附 則（平成 7 年 11 月 28 日）

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 4 条別表 1 は、平成 7 年 4 月 1 日に在学する者に適用する。

附 則（平成 13 年 6 月 27 日）

この規程は、平成 13 年 6 月 27 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 15 年 2 月 24 日）

1 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 15 年 3 月 31 日に在学していた者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 2 月 22 日）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 7 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 19 日）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 19 日）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 18 日）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 24 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 24 日）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 22 日）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 28 日）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 5 月 23 日）

1 この規程は、平成 30 年 5 月 23 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

2 第 3 条第 2 項の規定は、平成 29 年度以前に在籍していた者についても適用する。

附 則（平成 30 年 9 月 26 日）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 11 月 28 日）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 5 日）

1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 10 条第 1 項については、平成 31 年 4 月 1 日以降の在籍者に適用する。

附 則（令和元年 11 月 27 日）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 4 日）

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 別表 3 脚注の一部改正については、必要と認める場合、令和 2 年 4 月 1 日に在籍する第 2 年次特別編入学学生にも適用する。

附 則（令和 2 年 11 月 25 日）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表 1 及び別表 2 は、令和 3 年 4 月 1 日以降に在籍する者に適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 5 日）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 6 日）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 19 日）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。